



「青森県における有機農業の取組状況」

農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、その実現に向けて環境負荷低減等に取り組んでいるところです。

「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに目指す姿として、耕地面積に占める有機農業（国際的に行われている取組水準）の取組面積割合を25%（100万ha）に拡大することを目指しており、中間目標として、KPI2030年目標を6万3,000haとしています。

2025年3月末現在、全国で有機農業を取組んでいる農地は3万9,800ha※で、このうち有機JAS認証を取得している農地は2万6,354haとなっています。青森県内で有機JAS認証を取得している農地は469ha（1.8% 全国第6位（東北第1位））です。※農林水産省農産局農業環境対策課とりまとめ



青森県の有機JAS認証の推移

1 有機認証事業者数

青森県における生産行程管理者のうち有機農産物の有機認証事業者数は、平成28年から途中減少した年はあったものの、令和7年は17事業者となっています（図1）。

2 有機JAS認証ほ場

青森県における有機JAS認証ほ場面積は、令和4年に400ha台となり、令和7年には468.64haとなりました（表1）。

田畑別にみると、田が160.82ha、畑（樹園地等を含む）が307.82haで前年に比べ普通畑の認証が増加したことから、令和7年の耕地面積に占める有機JAS認証ほ場面積割合は、0.32%となり、令和3年以降、増加傾向で推移しています（表1、図2）。

表1 耕地面積、有機JAS認証ほ場面積、割合JAS認証ほ場面積割合（青森県）

	耕地面積 (田畑計) ①	有機JAS認証 ほ場面積 (合計) ②	有機JAS認証 ほ場面積割合 ②÷①×100
	ha	ha	%
平. 28	152,300	304.70	0.20
29	151,500	332.64	0.22
30	151,000	301.28	0.20
31	150,500	369.63	0.25
令. 2	149,800	362.12	0.24
3	149,600	377.60	0.25
4	149,300	407.62	0.27
5	148,400	416.04	0.28
6	147,300	430.17	0.29
7	145,900	468.64	0.32

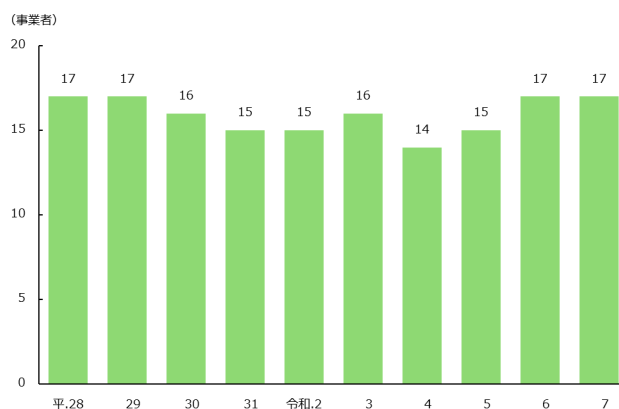
出典：農林水産省大臣官房「県別有機JASほ場の面積」、農林水産省統計部「耕地面積調査」をもとに東北農政局青森県拠点で作成。

注：有機JAS認証ほ場面積割合は有機JAS認証ほ場面積を統計部公表の耕地面積で除して算出したものである。

「有機食品の認定事業者、格付実績、ほ場面積」（大臣官房 新事業・食品産業部）はこちらをご覧ください。

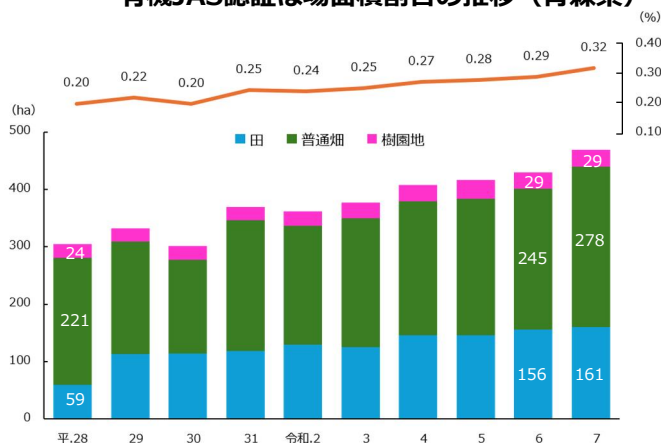
https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youki.html

図1 有機認証事業者数（有機農産物）の推移（青森県）



出典：農林水産省大臣官房「県別有機認証事業者数」をもとに東北農政局青森県拠点が作成。

図2 有機JAS認証ほ場面積、有機JAS認証ほ場面積割合の推移（青森県）



出典：農林水産省大臣官房「県別有機JASほ場の面積」、農林水産省統計部「耕地面積調査」をもとに東北農政局青森県拠点で作成。





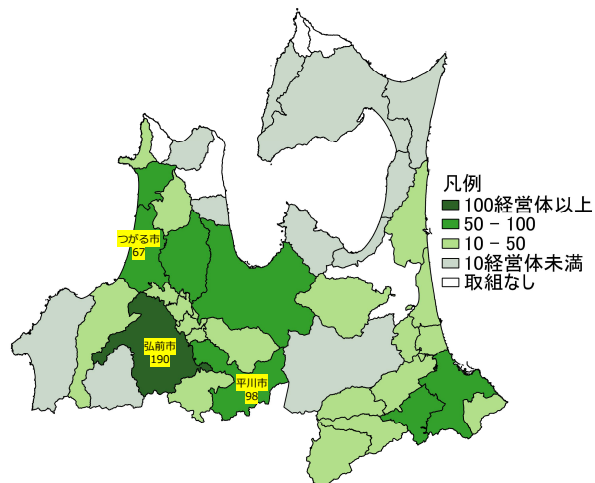
2025年農林業センサスからみた青森県における有機農業の取組状況

青森県において有機農業に取り組んだ農業経営体数を市町村別にみると、弘前市が190経営体と最も多く、次いで平川市が98経営体、つがる市が67経営体となっています（図3）。

また、有機農業に取り組んだ作付（栽培）面積の上位10市町村の作目をみると、5市町において水稻が一番多い作目となっていますが、1位の弘前市では果樹が最も多い作目となっています（図4）。

なお、経営耕地面積に対する有機農業に取り組んだ作付（栽培）面積の割合をみると、八戸市（11.4%）、新郷村（11.2%）、六ヶ所村（7.6%）が6%以上となっています（図5）。

図3 有機農業に取り組んだ経営体数
（青森県）



出典：農林水産省「2025年農林業センサス」を東北農政局青森県拠点において加工（以下、図5まで同じ）。

図4 有機農業に取り組んだ作付（栽培）面積
（上位10市町村）

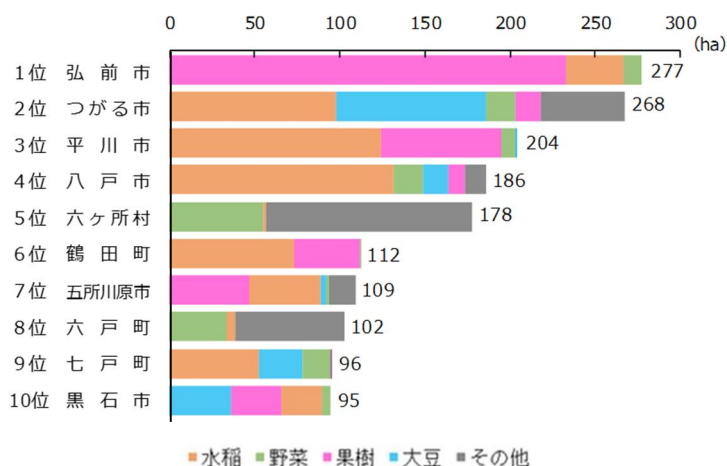
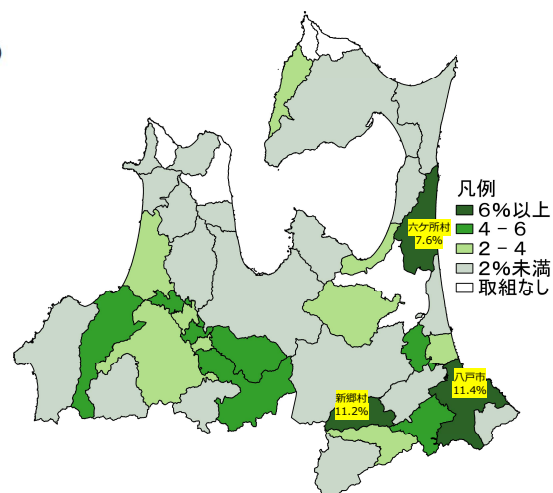


図5 経営耕地面積に対する有機農業に取り組んだ
作付（栽培）面積の割合（青森県）



留意事項

農林業センサス調査結果は、同調査に回答した農業経営体の所在地（県、市町村、農業集落等）ごとに集計した属人調査結果となっています。

また、調査対象となった農業経営体自身が回答した自計申告の調査結果であり、現地確認したものではありません。

農林業センサスにおける「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬の両方を使用しない農業をいい、有機JASの認証を受けていない場合も該当します。

なお、以下の取組については有機農業に該当しない、と定義されています。

- (1) 化学的に合成された肥料及び農薬を使用した「減化学肥料栽培」、「減農薬栽培」
- (2) 化学的に合成された肥料を含む「有機入り化成肥料」や「有機配合肥料」を使用した場合

農林水産統計データ等活用支援やデータの照会等お気軽にご相談ください。

問い合わせ先：東北農政局青森県拠点 分析担当

青森市長島一丁目3-25（青森法務総合庁舎4F） 電話：017-775-2151

